

議案第 2 1 号

城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正  
について

城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定めたので、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 0 日提出  
(2022年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年城陽市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">（市長等の給与）</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第6条・第7条 略</p>	<p style="text-align: center;">（市長等の給与）</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第6条・第7条 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年（2022年）6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年（2022年）6月に支給する期末手当の額は、改正後の城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年（2021年）12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

## 提案理由

令和3年（2021年）の人事院勧告にかんがみ、国家公務員及び近隣市町の給与改定の動向を考慮し、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者の期末手当を改定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

地方自治法（抜粋）

〔給料、旅費及び諸手当〕

第204条 略

② 略

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

参考資料

城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正  
条例要綱

令和3年人事院勧告に係る改正

期末手当支給率の改正

<改正前>

	6月期	12月期	年間合計
市長等	167.5 /100	167.5 /100	335 /100

<令和4年度（改正後）>

	6月期	12月期	年間合計
市長等	162.5 /100	162.5 /100	325 /100

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月の期末手当支給額 - (令和3年12月の期末手当支給額  
× (10/167.5) )